

事故発生時の注意事項

●事故が起こった場合

この保険で補償される事故等が発生した場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤルまたは取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故の発生の日から 30 日以内にご連絡がない場合、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

【24時間365日事故受付サービス】

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」0120-120-555（無料）

【取扱代理店】

楽天インシュアランスプランニング株式会社TEL0120-994-294

●引受保険会社にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約にご加入の場合、賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社にご相談ください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、引受保険会社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。

（注）ただし、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- （1）被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- （2）被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合
- （3）損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

（注）「示談交渉サービス」のご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

●保険金の請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、【別表】に記載された書類などをご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

【別表】 保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類

ご提出いただく書類	書類の例
①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明など
②事故が発生したことおよび要した費用を確認できる書類（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した証明書・客観的に確認できる記録媒体に記録された映像、慣習として負担した費用の支払いを証明する領収書など
③被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証（写）など
④ケガまたは疾病の程度を証明す	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像など

る書類	
⑤被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類	購入時の領収証、被害が生じた物の写真および修理見積書など
⑥引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など
⑦公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書など

●保険金の支払時期

引受保険会社は、保険金の請求が完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注）を終えて保険金をお支払いします。ただし、詳細な事故の原因・発生状況、事故とケガ・損害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、特別な照会または調査が必要なケースでは、案件ごとに別途30日に変わる日数を設定する場合があります。その際は、30日を超過することをご通知いたします。

（注）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

●代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を引受保険会社に申し出て、引受保険会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類等）をお伝えいただきますようお願いいたします。

<代理請求できる方の範囲>

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②①の方がいない場合または①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③①および②の方がいない場合または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

●保険金受取人

死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には法定相続人にお支払いします。

死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。